

新型コロナウイルスで再度の申し入れ（3月2日）

# 新型感染症の拡大を防止し 市民・子どもの健康と安全を守れ

日本共産党市議団

名古屋市にも感染経路が不明の新型コロナウイルス陽性患者の存在が明らかになり、政府も一律的な休校措置に踏み切り、市民に大きな不安や影響を与えています。日本共産党市議団は、市民の健康と安全を守るよう2月19日に申し入れを行いました。重大な局面にあたって3月2日に再度の緊急申し入れを行いました。

健康福祉局や教育委員会などから現状を聞きました。



市長室へ申し入れる市議団（2020年3月2日）

3月2日

名古屋市長 河村 たかし様  
防災危機管理局長 酒井 康宏様  
健康福祉局長 海野 稔博様  
日本共産党名古屋市議員団 団長 田口一登

## 新型感染症対策に関する緊急申し入れ —医療対応—

行政職員のご奮闘にあらためて敬意を表します。2月29日、市内で初めて感染経路不明の陽性患者が判明しました。

感染経路が追跡できなくなったことから、感染拡大をさせないために、速やかな感染者の確定と適切な隔離が感染拡大防止のために、重要であると考えます。

ところが、発熱した市民が一般医療機関を受診した際、医師がPCR検査が必要と判断しても、保健センターにより「検査の段階ではない」と言われ、検査に至らない事例があると聞いています。

また、医療機関では、感染症が明らかでない時点で、発熱患者の入院を拒否する事態が起きています。

さらに、感染者が増えた場合に受け入れる医療機関が十分あるのか、市民や医療機関にとっても大きな不安となっています。早急な対策を講じる必要があります。

新たな重大局面となった今、すべての行政機関の力を集結し、住民、関係機関にあらゆる協力を求め、事態を乗り越えることを切に願います。

感染拡大に対し、初期段階の対応の重要性を考え、以下申し入れます。

記

1. 名古屋市として大学研究者、医療関係者など専門家の英知を結集し、感染拡大防止に全市が集結して当たること
2. 医師がPCR検査を必要と判断した場合は、発熱、呼吸器症状、既往歴、年齢にこだわらず、速やかに検査を行うこと
3. PCR検査については、大学、民間検査機関等に協力を要請し、検査対応能力を速やかに上げること
4. 感染症指定医療機関がすでに満床であることから、今後急激な感染症の拡大に備え、県と近隣自治体で協議し、受け入れ医療機関を大幅に確保すること

3月2日

名古屋市長 河村 たかし様  
防災危機管理局長 酒井 康宏様  
名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二様  
子ども青少年局長 杉野 みどり様

日本共産党名古屋市議員団 団長 田口一登

## 児童・学童にかかる新型感染症対策に関する緊急申し入れ

政府が、全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校について、臨時休校措置をとるよう要請したことを受け、名古屋市教育委員会は、3月2日から春休みまで、市立幼稚園、小中高校、特別支援学校の一斉臨時休校を決定しました。一方、保育所、学童保育所等の受け入れは通常通り行うよう子ども青少年局は通知を出しました。

突然の決定に、保護者から、「子どもを一人置いて働きに行けない」など悲鳴が上がり、教育委員会はその後、自宅で過ごせない子どもについては、学校が必要に応じて受け入れることを決定しました。多くの保護者、医療・福祉関係者の声にこたえ、速やかに判断したことは大きく評価します。

しかし、子どもや保護者を取り巻く状況は未だ深刻です。

休校の対象となった特別支援学校では、すべての児童生徒が放課後デイサービスを活用しているわけではなく、中学部、高等部の生徒の中には、長期にわたって親と自宅で長時間過ごすこととなり、子どもも親も疲労困憊する事態が起きかねません。

提示された開校時間では、今欠かすことができない医療・福祉関係で働く保護者の仕事を保障することはできません。保護者によっては学校給食が必要な子どももいます。

子ども青少年局との協議において、臨時休校中は学校施設を活用し、通常通りトワイライトスクールを開所しますが、トワイライト体制に地域協力員(A.P)は欠かせませんが、現状でもA.Pの高齢化、人員不足の中で対応は困難を極めます。

放課後デイサービスでは、重度障害の子どもを預かっている事業所でも、感染対策のためのマスクやアルコールが不足しており、早急に安全な環境の確保が必要です。

保育、学童、トワイライトは通常通り開所しますが、現場職員が疲弊しないよう、職員体制に対し支援が必要と考えます。

現場の声にしっかり耳を傾け、感染を拡大させず、子どもの健康と安全をまもることが求められています。以下の対策を緊急に申し入れます。

記

1. 特別支援学校では、積極的に児童生徒を受け入れること。登校には通常の送迎バスを運行すること。高等部生徒は、通常公共交通機関による登校を行っていますが、市バス借り上げ等して、登校を可能にすること。原則学校給食を提供すること
2. 小学校、特別支援学級の児童生徒は、保護者の出勤に支障が出ないよう、受け入れ時間を保護者の実態に沿うようにすること
3. トワイライトスクール（ルーム）、学童保育、放課後児童デイサービスにおいて、教職員の応援を可能にすること
4. 保育所等は、感染症に関わる市の方針の説明や保護者への協力依頼（保育所利用を控える等）等は園任せにせず、名古屋市が責任をもって行うこと
5. 保護者の問い合わせ、相談についての窓口を明らかにすること
6. 在日外国人の保護者、児童・生徒、視覚・聴覚障害等の情報弱者への対応を徹底すること